

ポータブルレントゲン貸出における ※注意事項※

【借用期間】

- 使用後は速やかに返却が原則
- 借用期間は**最大2ヶ月**とする

【貸出方法】

- 事務局にて直接、借り受ける
- 事務局に依頼があった場合、**宅急便**（宅配便代は協議会が負担）にて担当歯科医へ送付できる

【ポータブルレントゲン使用後の清掃】

- 必ず**清掃してから返却する**

【機器の汚損・破損】

- 借用期間中に、物品の紛失、損傷が発生した場合は、**復元にかかる費用を借用者が負担**する場合がある
- 管理不良を指導しても改善しない場合は**1年間の貸出禁止措置**を実施する